

建築工事監理業務委託共通仕様書その2

第1章 総則

1. 1 適用

- 1 建築工事監理業務委託共通仕様書その2（以下「共通仕様書2」という。）は、建築工事に係る工事監理（建築工事、空気調和設備工事、衛生その他設備工事、電気設備工事、通信設備工事、昇降機設備工事のそれぞれの工事監理をいう。）の業務（以下「工事監理業務」という。）委託に適用する
- 2 工事監理仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。ただし、工事監理仕様書の間に相違がある場合、工事監理仕様書の優先順位は、次の（1）から（3）の順序のとおりとする。
 - （1）質問回答書
 - （2）特記仕様書
 - （3）共通仕様書
- 3 受注者は、前項の規定により難しい場合又は工事監理仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、川崎市をいう。
- 2 「受注者」とは、工事監理業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
- 3 「監督員」とは、本市職員のうち、共通仕様書1第7条第1項に定める者及び対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を行う者であり、まちづくり局委託業務検査要領第2条により総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称していう。
- 4 「検査員」とは、工事監理業務の完了の確認及び部分払の請求に係る出来高部分の確認を行う者で、建築工事監理業務委託共通仕様書その1（以下「共通仕様書1」という。）第24条第2項の規定に基づき、まちづくり局委託業務検査要領第2条により検査を行う者をいう。
- 5 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、共通仕様書1第8条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 6 「対象工事」とは、当該工事監理業務の対象となる工事をいう。
- 7 「工事の受注者等」とは、対象工事の工事請負契約の受注者又は工事請負契約書の約款により定められた現場代理人をいう。
- 8 「契約図書」とは、契約書及び工事監理仕様書をいう。
- 9 「契約書」とは、「川崎市委託契約約款」をいう。
- 10 「工事監理仕様書」とは、仕様書及び質問回答書をいう。
- 11 「仕様書」とは、特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含

む。)及び 共通仕様書を総称していう。

- 1 2 「特記仕様書」とは、工事監理業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 1 3 「共通仕様書 1」とは、建築工事監理業務委託共通仕様書その 1 をいう。
- 1 4 「質問回答書」とは、仕様書、現場状況等に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 1 5 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 1 6 「業務報告書」とは、契約書に定める履行の報告に係る報告書をいう。
- 1 7 「指示」とは、監督員又は検査員が受注者に対し、工事監理業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 1 8 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行又は変更に関して書面をもって行為又は同意を求めることをいう。
- 1 9 「通知」とは、工事監理業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 2 0 「報告」とは、受注者が発注者又は監督員若しくは検査員に対し、工事監理業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
- 2 1 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、書面で申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。
- 2 2 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が合議することをいう。
- 2 3 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
- 2 4 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 2 5 「提出」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、工事監理業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 2 6 「書面」とは、発効年月日及び氏名が記載された文書をいう。緊急を要する場合は、メールその他、監督職員の承諾を受けた方法により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面と差し替えるものとする。
- 2 7 「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、工事監理業務の完了の確認及び部分払の請求に係る出来高部分の確認をすることをいう。
- 2 8 「打合せ」とは、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が監督員と又は請負者等と面談により、業務の方針、条件等の疑義を正すこと及び工事の受注者等と業務実施上必要な面談等を行うことをいう。
- 2 9 「協力者」とは、受注者が工事監理業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 工事監理業務の内容

工事監理業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次による。

2. 1 一般業務の内容

一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示」という。）別添一第2項に掲げるもののうち、地方自治法等の関係法令に基づく監督業務の一部として発注者が行うものを除いた次の1及び2に掲げる業務とし、受注者は監督員の指示に従い、業務計画書に基づいて行うものとする。

1 工事監理に関する業務

(1) 工事監理方針の説明等

ア 工事監理方針の説明

当該業務の着手に先立って、共通仕様書1第3条第1項の規程に基づく業務計画書（以下「業務計画書」という。）を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。

イ 工事監理方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。

(2) 設計図書の内容の把握等

ア 設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容を取りまとめ、監督員に報告する。

イ 質疑書の検討

工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。

(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

ア 施工図等の検討及び報告

a 設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

b aの検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

c bの結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、a、bの規定を準用する。

イ 工事材料、設備機器等の検討及び報告

a 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及び

それらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

b aの検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた、品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

c bの結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、a、bの規定を準用する。

(4) 対象工事と工事設計図書との照合及び確認

工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

(5) 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

ア (4)の結果、対象工事が設計図書のとおりを実施されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

イ (4)の結果、対象工事が設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、監督員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

ウ 監督員から対象工事が設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

エ 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を監督員に報告する。

オ エの結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、ア、イ、ウ、エの規定を準用する。

(6) 工事監理業務完了手続き

対象工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、成果物として契約図書により義務付けられた監理月報及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

2 工事監理に関するその他の業務

(1) 工程表の検討及び報告

ア 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質を確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

イ アの検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、

工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

ウ イの結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、ア、イの規定を準用する。

(2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

ア 設計図書の定めにより、工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

イ アの検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

ウ イの結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、ア、イの規定を準用する。

(3) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

ア 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告

a 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

b aの検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

c 工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を監督員に報告する。

d cの結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、a、b、cの規定を準用する。

イ 工事請負契約に定められた指示、検査等

工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を監督員に報告する。また工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。

ウ 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

工事の受注者等の行う対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、監督員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

(4) 関係機関の検査の立会い等

建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等につ

いて、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき監督員に報告する。

2. 2 追加業務の内容

追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受注者は監督員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、契約書に定めがある場合を除き、契約締結後7日以内に工事監理業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、工事監理業務の実施のため、管理技術者が監督員との打合せを開始することをいう。

3. 2 適用基準等

- 1 受注者は、業務の実施に当たっては、特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。
- 2 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3. 3 提出書類

- 1 受注者は、特記仕様書に定める書類を監督員に提出しなければならない。ただし、監督員が不要としたものについてはこの限りではない。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受けると共に、登録されることを証明する資料を監督員に提出しなければならない。また、業務完了検査後、速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

3. 4 業務計画書及び業務報告書

- 1 受注者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務一般事項
 - (2) 業務工程計画
 - (3) 業務体制
 - (4) 業務方針

上記事項のうち(2)業務工程計画については、対象工事の請負者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、(4)業務方針の内容については、事前に監督員の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度、監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提

出しなければならない。

- 5 受注者は、すべての工事監理業務を終えた後、業務報告書及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出しなければならない

3. 5 守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3. 6 再委託

- 1 共通仕様書 1 第 6 条第 1 項に定める「主要な部分」とは、工事監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- 2 共通仕様書 1 第 6 条第 2 項に定める「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務をいい、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくてもよいものとする。

- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託に当たっては、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

- 4 受注者は、再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。

- 5 受注者は工事監理業務を再委託に付する場合においては、書面により行い、協力者との関係を明確にしておくとともに、協力者に対し、工事監理業務の実施について適切な指導及び管理のもとに工事監理業務を実施しなければならない。なお、協力者は、川崎市競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

3. 7 監督員

- 1 発注者は、工事監理業務における監督員を定め、共通仕様書 1 第 7 条に基づき受注者に通知するものとする。

- 2 監督員は、契約図書に定められ範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

- 3 監督員の権限は、共通仕様書 1 第 7 条第 2 項に定める事項とする。

- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合又は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員はその指示等を行った 7 日以内に、受注者に対し書面によりその内容を通知するものとする。

3. 8 管理技術者

- 1 受注者は、工事監理業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 管理技術者は、業務の技術上の管理及び統括を行うものとする。

- 3 管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。また、監理技術者は、日本語に堪能

能でなければならない。

- 4 受注者が管理技術者に委任できる権限は、共通仕様書 1 第 8 条第 2 項に定める事項とする。ただし、共通仕様書 1 第 8 条第 3 項の規程に基づき受注者が管理技術者に委託する権限を制限する場合は、発注者に書面をもってその内容を含め報告しない限り、管理技術者の一切の権限（共通仕様書 1 第 8 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
 - 5 管理技術者は、監督員が指示するところにより、関連するその他の工事監理業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。
3. 9 監督員及び工事の受注者等
- 発注者は、対象工事の監督員及び工事の受注者等を受注者に通知するものとする。
3. 10 設計内容の変更
- 1 受注者は、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整等により、又は監督員の指示により設計変更の必要が生じた場合、変更理由、変更となる部分の工事費及びその性能、その他監督員が必要とする資料等を取りまとめ、速やかに監督員に報告しなければならない。
 - 2 前項の報告後、監督員の承諾を得なければ、設計内容の変更をすることはできない。
3. 11 資料の貸与及び返却
- 1 監督員は、特記仕様書において貸与すると定める図面及び諸適用基準等並びにその他関連資料（以下「貸与資料」という。）を受注者に貸与するものとする。
 - 2 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに監督員に返却しなければならない。
 - 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
 - 4 受注者は、特記仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
3. 12 関連する法令、条例等の遵守
- 受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、建築基準法、建築士法、建設業法、労働基準法、その他関連する法令、条例等を遵守しなければならない
3. 13 関係官公庁への手続き等
- 1 受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会の際に協力しなければならない。
 - 2 受注者は、工事監理業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。
 - 3 受注者は、関係機関等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。
3. 14 打合せ及び記録
- 1 工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な

連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

2 工事監理業務着手及び工事監理仕様書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

3 受注者が工事の受注者等と打合せを行う場合には、事前に監督員の承諾を受けることとする。また、受注者は、工事の受注者等との打合せ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに監督員に提出しなければならない。

3. 1 5 条件変更等

1 受注者は、工事監理仕様書に明記されていない履行条件について、共通仕様書 1 第 1 3 条第 1 項第 5 号に定める「予期することのできない特別な状態」が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に当該規定に適合すると認められた場合は、共通仕様書 1 第 1 3 条第 1 項の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

2 監督員が、受注者に対して共通仕様書 1 第 1 3 条第 4 項、第 1 4 条及び第 1 6 条第 2 項に定める工事監理仕様書の変更又は訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。

3. 1 6 契約内容の変更

1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、工事監理業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務委託料の変更を行う場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督員と受注者が協議し、工事監理業務施行上必要があると認められる場合
- (4) 共通仕様書 1 第 2 3 条第 1 項の規定に基づき業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更を行う場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 3. 1 5 の規程に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2) 工事監督業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項
- (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

3. 1 7 一時中止

1 発注者は、次の各号に該当する場合は、共通仕様書 1 第 1 5 条第 1 項の規定により、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 対象工事の設計変更等業務の進捗が遅れたため、工事監理業務の続行を不適当と認めた場合
- (2) 環境問題等の発生により工事監理業務の続行が不適当又は不可能となった場合
- (3) 天災等により工事監理業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させること

ができるものとする。

3. 18 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して工事監理業務の変更の指示を行う場合においては、履行期間の変更を行うか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 受注者は、共通仕様書 1 第 17 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、業務工程を修正した業務計画書その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 3 共通仕様書 1 第 18 条第 1 項の規定に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合は、速やかに、業務計画書に記載の業務工程を修正し、発注者に提出しなければならない。

3. 19 債務不履行に係る履行責任

- 1 受注者は、発注者から債務不履行に対する履行を求められた場合には、速やかにその履行をしなければならない。
- 2 検査員は、債務不履行に対する履行の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めてその履行を指示することができるものとする。
- 3 検査員が債務不履行に対する履行の指示をした場合には、その履行の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に債務不履行に対する履行が完了しなかった場合には、発注者は、共通仕様書 1 第 24 条第 2 項の規定に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。

3. 20 検査

- 1 受注者は、共通仕様書 1 第 24 条第 1 項の規定に基づいて、発注者に対して、委託業務完了届の提出をもって業務の完了を通知する。
- 2 受注者は、工事監理業務が完了したとき及び部分払を請求しようとするときは、検査を受けなければならない。
- 3 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ契約図書により義務付けられた業務報告書並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、監督員に提出しておかなければならない。
- 4 受注者は、共通仕様書 1 第 26 条第 1 項の規定に基づいて、発注者に対して内払いを請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の（１）及び（２）の要件を満たすものとする。
 - （１）監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - （２）契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
- 5 発注者は、工事監理業務の検査に当たっては、あらかじめ、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。その通知があった場合、受注者は、検査に必要な書類等を整備しなければならない。
- 6 検査員は、監督員及び管理技術者の立会いの上、工事監理業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。

3. 2 1 発注者の賠償

1 発注者は、次の各号の一に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 共通仕様書 1 第 2 1 条に定める一般的損害又は同第 2 2 条第 2 項に定める第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

3. 2 2 受注者の賠償責任

1 受注者は、次の各号の一に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 共通仕様書 1 第 2 1 条に定める一般的損害又は同第 2 2 条第 1 項に定める第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合

(2) 共通仕様書 1 第 2 9 条第 1 項に定める債務不履行に対する履行責任に係る損害が生じた場合